

25 日 獣 発 第 293 号

平成 26 年 2 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

このことについて、平成 26 年 1 月 20 日付け 25 消安第 4777 号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添①のとおり通知がありました。併せて、同日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課から、別添②のとおり本通知の概略の説明がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、「飼料の有害物質の指導基準（稲わら中のひ素の基準値）の一部改正について（平成 20 年 2 月 14 日付け 19 日獣発第 247 号）」において、牛の稲わらの給与割合を飼料全体の概ね 2 割以下に抑えるよう指導の依頼がされていたところですが、今般、農林水産省が行った「生産資材安全確保推進事業」等により、新たな知見が得られたことから、①今後、稲わらの給与に対し当該指導は行わないこととなったこと、また②魚粉中のひ素の基準値が、現行の 7 mg/kg から 15mg/kg に改正されたことについて、各都道府県知事に通知したので、了知の上、本会会員に周知を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601

別添



25消安第4777号
平成26年1月20日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

このことについて、別添のとおり通知したので、御了知の上、貴団体傘下の
会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。



(別添)

写

25消安第4777号
平成26年1月20日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の有害物質の指導基準の一部改正について

今般、農林水産省が「生産資材安全確保推進事業」等により行った魚粉中のひ素の汚染実態調査及び家畜への移行試験の結果から新たな知見が得られたことから、現行のひ素に係る指導基準を見直し、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）は、別紙のとおり改正することとしました。

また、「飼料の有害物質の指導基準の一部改正について」（平成20年1月31日付け19消安第12604号農林水産省消費・安全局長通知）において、牛への稲わらの給与割合を飼料全体の概ね2割以下に抑えるよう指導を依頼してきたところですが、同事業等により行った稲わら中のひ素の汚染実態調査及び家畜への移行試験の結果から、仮に飼料全体の2割を大幅に上回る割合で稲わらを給与した場合でも、家畜への健康被害が生じるおそれがないこと及びヒトのひ素の摂取量はワーストケースであっても、変更前と比較し有意に増加しないことを確認できたことから、当該指導は、今後行わないこととしました。

つきましては、本改正内容について、貴管下関係者に対し、周知していただきますようお願いいたします。

(別紙)

「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知) 新旧対照表

改正後				改正前			
別紙				別紙			
単位: mg/kg				単位: mg/kg			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	[略]	[略]	[略]	農薬	[略]	[略]	[略]
重金属等	[略] ひ素	[略]	[略]	重金属等	[略] ひ素	[略]	[略]
		配合飼料, 乾牧草等 (稲わらを除く)	2			配合飼料, 乾牧草等 (稲わらを除く)	2
		稲わら	7			稲わら	7
		魚粉	15			魚粉, 肉粉, 肉骨粉	7
かび毒	[略]	[略]	[略]	かび毒	[略]	[略]	[略]
その他	[略]	[略]	[略]	その他	[略]	[略]	[略]
注: 1~4 [略]				注: 1~4 [略]			

飼料の有害物質の指導基準の制定について

昭和63年10月14日付け63畜B第2050号
 最終改正 平成26年1月20日付け25消安第4777号
 (改正箇所：下線部)

別紙

単位: mg/kg

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農業	イソプロカルブ	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	0.1
	イミダクロプリド	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	3
	エチプロール	稲わら	3
		籾米	1
	カルボスルファン	稲わら	0.7
		稲発酵粗飼料	1
	クロチアニジン	稲わら	10
		稲発酵粗飼料	1
		籾米	5
	クロマフェノジド	稲わら	5
		籾米	3
	クロラントラニリプロール	稲わら	0.1
		シラフルオフェン	稲わら
	ジノテフラン	籾米	15
		稲わら	5
	スピノサド	稲発酵粗飼料	5
		稲わら	0.5
	ダイアジノン	稲発酵粗飼料	0.2
		稲わら	2
	チアクロプリド	稲発酵粗飼料	1
		稲わら	0.5
	チアメトキサム	稲発酵粗飼料	0.2
		稲わら	0.2
	テブフェノジド	稲発酵粗飼料	0.1
		稲わら	3
		トトリクロルホン	稲わら
	トリクロルホン	稲わら	10
		籾米	2
	ピメトロジン	稲わら	2
	フィプロニル	稲わら	1
		稲発酵粗飼料	0.2
	フェノブカルブ	稲発酵粗飼料	0.1
		稲わら	5
		籾米	5
	フェンチオン	稲わら	3
		稲発酵粗飼料	2
	フェントエート	稲わら	0.1
		稲発酵粗飼料	2
ブプロフェジン	稲わら	2	
	稲発酵粗飼料	1	
	籾米	0.7	
マラチオン	稲わら	25	
	稲発酵粗飼料	15	
	籾米	10	
メトキシフェノジド	稲わら	0.2	
	籾米	2	
メトキシフェノジド	稲わら	5	
	稲発酵粗飼料	2	
	籾米	2	

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
アゾキシストロビン		稲わら	5
		稲発酵粗飼料	1
		粃米	2
イソチアニル		稲わら	2
		粃米	0.3
イソプロチオラン		稲わら	40
		稲発酵粗飼料	20
		粃米	15
イプロベンホス		稲わら	15
エディフェンホス		稲わら	10
		稲発酵粗飼料	1
オキシリニック酸		稲わら	10
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	3
オリサストロビン		稲わら	5
		粃米	1
クロロタロニル		稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
シメコナゾール		稲わら	1
		粃米	0.3
チウラム		稲わら	0.04
		稲発酵粗飼料	0.02
カルプロバミド		稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.7
カルベンダジム, チオファネート, チ オファネートメチル及びベノミル		稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	10
ヒドロキシイソキサゾール		稲わら	1
		粃米	0.5
ピロキロン		稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.5
フェノキサニル		稲わら	30
		稲発酵粗飼料	3
フェリムゾン		稲わら	20
		粃米	5
フサライド		稲わら	130
		稲発酵粗飼料	30
フラメトピル		稲わら	5
		粃米	1
ブルジオキシニル		稲わら	0.05
		稲発酵粗飼料	0.1
フルトラニル		稲わら	20
		稲発酵粗飼料	5
		粃米	5
プロクロラズ		稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
プロベナゾール		稲わら	3
		稲発酵粗飼料	0.7
		粃米	0.3
メトミノストロビン		稲わら	5
		粃米	2
メタラキシル		稲わら	0.5
		稲発酵粗飼料	0.2
メプロニル		稲わら	25
		稲発酵粗飼料	10
		粃米	7
2, 4-D		稲わら	1
MCPA		稲わら	2
オキサジクロメホン		稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
	キノクラミン	稲わら	0.3
		粃米	0.05
	クミルロン	稲わら	2
	グリホサート	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.2
	グルホシネート	稲わら	0.5
	ジクワット	稲わら	0.05
	シハロホップブチル	稲わら	2
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	2
	ジメタメトリン	稲わら	0.2
	ダイムロン	稲わら	0.7
	パラコート	稲わら	0.3
	ハロスルフロンメチル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
	ピリミノバックメチル	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
	プロモブチド	稲わら	2
	ペノキススラム	稲わら	0.2
		稲発酵粗飼料	0.1
		粃米	0.1
	bensulfuron-methyl	稲わら	0.1
		稲発酵粗飼料	0.05
	ペンタゾン	稲わら	0.3
		稲発酵粗飼料	0.1
	ペンチオカーブ	稲わら	0.1
	ペンディメタリン	稲わら	0.02
ペンゾフェナップ	稲わら	0.7	
ペンフレセート	稲わら	0.3	
モリネート	稲わら	0.3	
パクロブトラゾール	稲わら	0.7	
プロヘキサジオンカルシウム塩	稲わら	0.2	
重金属等	鉛	配合飼料, 乾牧草等	3
		魚粉, 肉粉, 肉骨粉	7
	カドミウム	配合飼料, 乾牧草等	1
		魚粉, 肉粉, 肉骨粉	3
	水銀	配合飼料, 乾牧草等	0.4
	魚粉, 肉粉, 肉骨粉	1	
かび毒	アフラトキシンB1	配合飼料 (牛用 (ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く), 豚用 (ほ乳期子豚用を除く), 鶏用 (幼すう用及びブロイラー前期用を除く), うずら用)	0.02
		配合飼料 (ほ乳期子牛用, 乳用牛用, ほ乳期子豚用, 幼すう用, ブロイラー前期用)	0.01
		稲わら	7
		魚粉 肉粉, 肉骨粉	15 7
その他	メラミン	尿素を除く飼料 (飼料原料を含む。)	2.5

注1. 基準の対象となる配合飼料には, 混合飼料を含み, 養殖水産動物用飼料は含まない。

2. 「乾牧草等」は, 乾牧草, ハイキューブ, 稲わら, 綿実及びビートパルプを指す。

3. 「肉骨粉」には, 家禽処理副産物を含む。

4. 基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は, 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号の別表第1の1の(4)のセに定める牧草の基準値の対象に含まない。

別添

事務連絡

平成26年1月20日

関係各位

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

魚粉中のひ素の指導基準の見直し等について

1. 飼料中のひ素の基準値は、局長通知「飼料の有害物質の指導基準の制定について」により定められています。
2. 今般、国産稲わら及び魚粉中のひ素について、汚染実態調査及び家畜への移行試験を行いました。新たに得られた科学的知見及び国際的な考え方に従ってひ素の基準値の妥当性を検討したところ、我が国で生産される畜産物の安全を確保しつつ、稲わら中のひ素については現行の基準値が適切であること、及び魚粉中のひ素の基準値を見直す必要があることが確認されました。
3. また、平成15年の稲わら中のひ素のサーベイランスの結果、当時の基準値を超過する稲わらが多く見られたことから、稲わらの牛への給与については、同年から給与上限をおおむね2割とするよう指導してきたところですが、稲わらを飼料全体の2割を大幅に上回る割合（ワーストケース）で給与した場合でも、ヒトのひ素の摂取量は現行と比較して有意に増加しないことが確認されました。
4. このため、昨年11月8日に農業資材審議会の飼料分科会飼料安全部会で御意見を伺った上で、12月25日の農業資材審議会の飼料分科会へ報告したところ、下記のとおり改正することは適切であると御意見をいただいたため、指導基準等を見直しました。
(改正の主な内容)
 - 魚粉中のひ素の基準値の変更
現行の7 mg/kgから、15 mg/kgへ改正。
 - 稲わらの給与割合の上限に関する指導の廃止
稲わらの給与割合の上限を飼料全体のおおむね2割にする指導を行わない。
5. なお、上述した飼料分科会へ報告した資料では、今回の見直しに至った考え方や関連データを示しておりますので、当省のホームページ (<http://www.maff.go.jp/j/council/sizai/siryou/35/index.html>) を御覧ください。



担当： 畜水産安全管理課

粗飼料対策班 木村

飼料安全基準班 田端

TEL：03-6744-1708（内線 4546）